

食料・農業・農村政策審議会企画部会（第126回）資料
（抜粋）

食料・農業・農村基本計画のポイント

- 従来の基本法に基づく政策全般にわたる検証及び評価並びに今後20年程度を見据えた課題の整理を行い、**食料・農業・農村基本法を改正**（令和6年6月5日施行）。
○改正基本法の基本理念に基づき、施策の方向性を具体化し、平時からの食料安全保障を実現する観点から、**初動5年間で農業の構造転換を集中的に推し進める**。

食料安全保障の確保

食料の安定的な供給

国内の農業生産の増大

目標

○食料自給率

- ・摂取ベース：53%
- ・国際基準準拠：45%

+

安定的な輸入の確保

+

備蓄の確保

食料自給力の確保

（農地、人、技術、生産資材）

目標

○農地の確保

- 〔農地面積：412万ha〕

○サステナブルな農業構造

- 〔**49歳以下の担い手数：**
現在の水準
（2023年：4.8万）を維持〕

○生産性の向上

（労働生産性・土地生産性）

- ・1経営体当たり生産量：1.8倍
- ・生産コストの低減：
（米）15ha以上の経営体
11,350円/60kg→9,500円/60kg
（麦、大豆）2割減（現状比）

➤ 農地総量の確保、サステナブルな農業構造の構築、 生産性の抜本的向上による「食料自給力」の確保

- 水田政策を令和9年度から根本的に見直し**、水田を対象として支援する水田活用の直接支払交付金を作物ごとの生産性向上等への支援へと転換
- コメ輸出**の更なる拡大に向け、低コストで生産できる輸出向け産地を新たに育成するとともに、海外における需要拡大を推進
- 規模の大小や個人・法人などの経営形態にかかわらず、農業で生計を立てる担い手を育成・確保し、**農地・水を確保**するとともに、地域計画に基づき、担い手への**農地の集積・集約化**を推進
- サステナブルな農業構造の構築**のため、親元就農や雇用就農の促進により、49歳以下の担い手を確保
- 生産コストの低減**を図るため、**農地の大区画化**、情報通信環境の整備、**スマート農業技術の導入・DXの推進**や農業支援サービス事業者の育成、品種の育成、共同利用施設等の再編集約・合理化等を推進
- 生産資材**の安定的な供給を確保するため、国内資源の肥料利用拡大、化学肥料の原料備蓄、主な穀物の国産種子自給、国産飼料への転換を推進

➤ 輸出拡大等による「海外から稼ぐ力」を強化

- マーケットイン・マーケットメイクの観点からの**新たな輸出先の開拓**、輸出産地の育成、国内外一貫したサプライチェーンの構築を推進
- 食品産業の海外展開**及び**インバウンド**による食関連消費の拡大による輸出拡大との相乗効果の発揮

農業経営の「収益力」を高め、
農業者の「所得を向上」

食料安全保障の確保

食料の安定的な供給

食品産業の発展

合理的な価格形成

国民一人一人が入手できる

物理的アクセス+ 経済的アクセス
+ 不測時のアクセス

環境と調和のとれた食料システムの確立

目標

- 温室効果ガス削減量（2013年度比）
削減量：1,176万t-CO₂

多面的機能の発揮

農村の振興

農業生産の基盤の整備・保全 地域の共同活動の促進

農村との関わりを持つ者の増加

機会の創出+ 経済面の取組+ 生活面の取組

目標

- 農村関係人口の拡大が
見られた市町村数
市町村数：630
- 農村地域において
創出された付加価値額
付加価値額：22兆円

中山間地域等の振興、鳥獣被害対策

➤ 食料システムの関係者の連携を通じた

「国民一人一人の食料安全保障」の確保

- 原材料調達の安定化、環境・人権・栄養への配慮等食品等の持続的な供給のための取組を促進
- コストの明確化、消費者理解の醸成等を通じた食料システム全体での合理的な費用を考慮した価格形成の推進
- ラストワンマイル物流の確保、未利用食品の出し手・受け手のマッチング、フードバンク等の食料受入・提供機能の強化等を実施

➤ 「食料システム全体で環境負荷の低減」を図りつつ、多面的機能を発揮

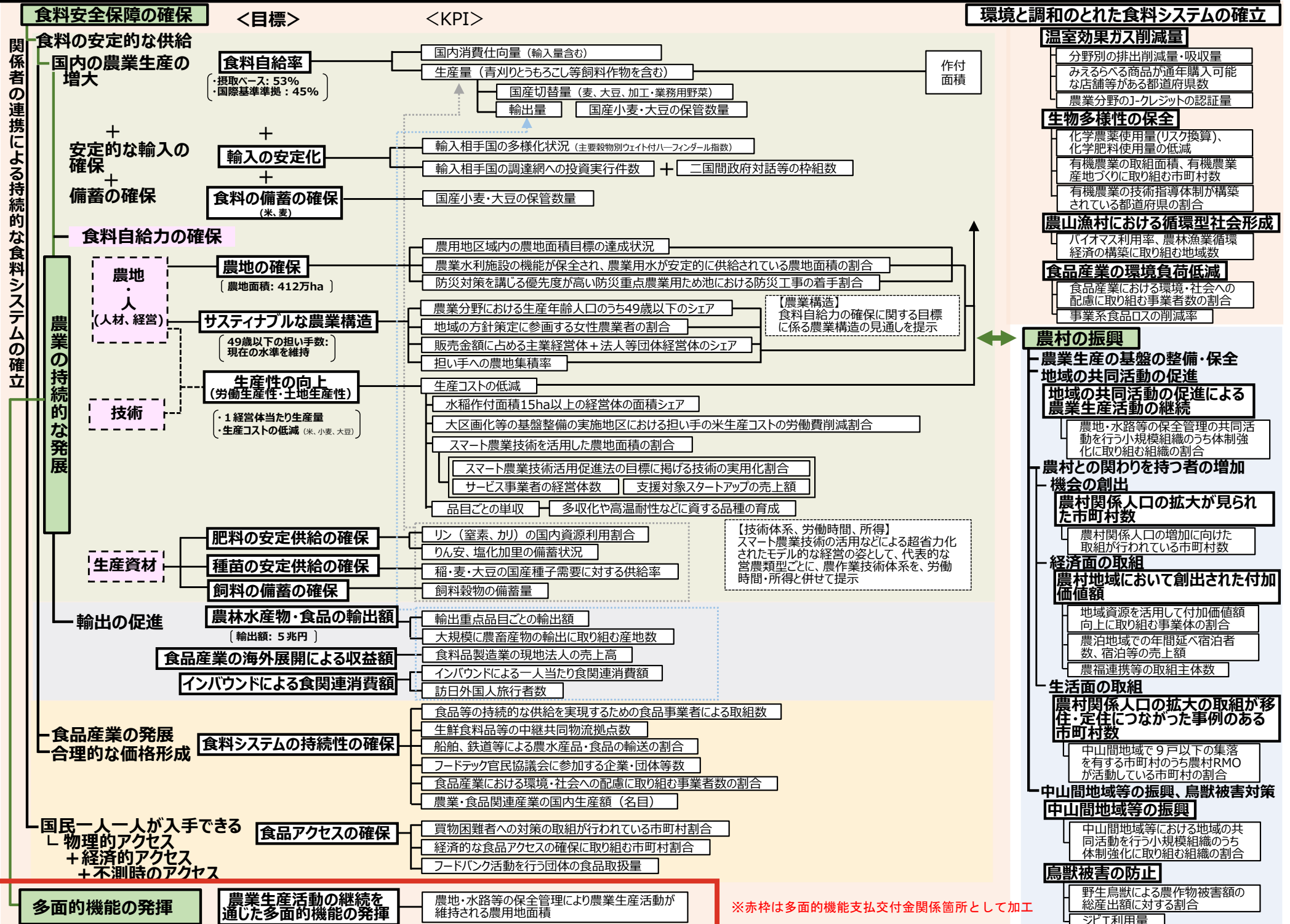
- GXに取り組む民間活力を取り込み、脱炭素化、生産性向上、地域経済の活性化を同時に実現する「みどりGX推進プラン(仮称)」、新たな環境直接支払交付金やクロスコンプライアンスの実施を通じ、環境負荷低減の取組を促進
- バイオマス・再生可能エネルギー利用等の農林漁業循環経済の取組を促進
- 多様な者の参画等を得つつ、共同活動を行う組織の体制の強化により農業生産活動の継続を通じた多面的機能の発揮を促進

➤ 地方創生2.0の実現のための「総合的な農村振興」、 「きめ細やかな中山間地域等の振興」

- 2025年夏を目途に「地方みらい共創戦略」を策定し、「『農山漁村』経済・生活環境創生プロジェクト」の下、官民共創の仕組みを活用した、地域内外の民間企業の参画促進や地域と企業の新たな結合等により、関係人口の増加を図り、楽しい農村を創出
- 所得向上や雇用創出のため、農泊や農福連携等、地域資源をフル活用し付加価値のある内発型新事業を創出
- 生活の利便性確保のため、自家用有償旅客運送等の移動手段の確保等の生活インフラ等を確保
- 中山間地域等の振興のため、農村RMOの立上げや活動充実の後押しによる集落機能の維持、地域課題に対応したスマート農業技術の開発・導入、地域の特色を活かした農業で稼ぐための取組を支援

国民理解の醸成

- 農業等に対する消費者の更なる理解や実際の行動変容につなげるため、食育等を推進



食料・農業・農村基本計画における主な目標・KPI（目標年：2030年）

○ 我が国の食料供給	目標 食料自給率 摂取ベース：45%→53% 国際基準準拠：38%→45%
○ 輸出の促進	目標 農林水産物・食品の輸出額 1.5兆円→5兆円 （米輸出4.6万トン→35万トン）
○ 環境と調和のとれた食料システムの確立等	目標 温室効果ガスの削減量 808万トン-CO_2→1,176万トン-CO_2 （2013年度比）
○ 農村の振興	目標 農村関係人口の拡大が見られた市町村数 356→630市町村

食料自給力の確保

農地・人	○ 食料生産の基盤である農地の維持のため、 農地総量の確保 を図るとともに、 担い手への農地集積率の向上 を図る。	目標 農地面積：427万ha→412万ha [KPI 担い手への農地集積率：60.4%→7割] 目標 49歳以下の担い手※1数：現在の水準※2を維持（※2 2023年：4.8万） （参考）担い手※1のうち49歳以下のシェア：26% [KPI 農業分野の生産年齢人口のうち49歳以下のシェア：54%→全産業並※3に引き上げ]（※3 2024年：64%）
	○ サステナブルな農業構造の構築 のため、 49歳以下の担い手の確保 を図る。	
技術	○ 担い手の生産性の向上 のため、 米の生産コストの低減 を図る。 この実現に向け、 ① 大区画化等による担い手の労働費の削減 ② サービス事業者を通じた機械の共同利用による低コストでのスマート農業技術の活用 ③ 米の単収の向上 とともに、 これに資する多収化や高温耐性等品種の育成に取り組む。 これらにより、 米輸出 について、 低コスト産地を育成 する。	目標 15ha以上の経営体の米生産コスト※4：11,350円/60kg→9,500円/60kg [KPI 全経営体の米生産コスト※4：15,944円/60kg→13,000円/60kg] [KPI 水稲作付面積15ha以上の経営体の面積シェア：3割→5割] [KPI 基盤整備実施地区における担い手の米生産コストの労働費：6割減(現状比)] [KPI サービス事業者数：5,701→7,900経営体] [KPI スマート農業技術を活用した農地面積の割合：20%→50%] [KPI 米の単収：主食用533kg/10a→555kg/10a（4%増） 新市場開拓用548kg/10a→628kg/10a（15%増）] （KPI 多収化や高温耐性等に資する品種の育成：35品種） [米の大規模輸出に取り組む輸出産地数※5：6産地→30産地 （これら30産地からの輸出が、米輸出全体の過半以上を占める姿を実現）]
	○ 麦、大豆 について、食料自給力向上の費用対効果を踏まえて、生産性向上に取り組む者の支援へ見直すべく検討することとし、 生産コストの低減 を図るため、 単収向上 に取り組む。	[KPI 小麦の生産コスト※4：（田）10,400円/60kg→9,300円/60kg （畑）7,700円/60kg→6,200円/60kg] [KPI 小麦の単収：472kg/10a→537kg/10a（14%増）] [KPI 大豆の生産コスト※4：（田）22,800円/60kg→18,000円/60kg （畑）16,700円/60kg→14,600円/60kg] [KPI 大豆の単収：169kg/10a→223kg/10a（32%増）]

米、麦、大豆のほか、野菜、果樹、畜産物、甘味資源作物等についても同様に、単収向上※6等のKPIを設定

・ **目標と施策の有効性を示すKPIを設定し、毎年その達成状況を調査・公表**するとともに、食料・農業・農村政策審議会に諮り、**客観性・透明性をもって政策評価**を行い、**PDCAサイクルによる施策の見直し**を実施。

※4 基準年（2023年）の資材価格、労賃等に基づき設定。評価にあたっては、その時点の資材価格等の状況を踏まえて検証

※5 年間輸出量が1,000トン以上の産地

※6 畜産物は、品目ごとの生産量と飼養頭羽数をKPIに設定し、1頭（羽）当たり生産量についても把握

(2) 多面的機能の発揮

<目標>

<KPI>

<施策の方向>

<主な関連事業・金融支援・税制>

多面的機能の発揮

農業生産活動の 継続を通じた 多面的機能の発揮

・農地・水路等の保安全管理により農業生産活動が維持される農用地面積

2023年度：233.1万ha 2025年度：233.2万ha（暫定値）※1
2030年度：237.8万ha

・中山間地域等における条件不利補正により農業生産活動が維持される農用地面積

2023年度：65.9万ha 2025年度：61.9万ha（暫定値）※2
2030年度：66.4万ha

※1：2025年12月末時点の対象農用地面積に直近3か年の傾向を踏まえた補正係数を乗じた面積

※2：2026年2月時点

・共同活動を行う組織の体制強化

・多面的機能支払制度
・中山間地域等直接支払制度

※：目標・KPIの最新値は赤字

現状分析（目標の達成状況）

（目標：農業生産活動の継続を通じた多面的機能の発揮）

- ・農業の有する多面的機能の維持・発揮を図るため、日本型直接支払制度（多面的機能支払制度・中山間地域等直接支払制度等）により農地・水路等の保安全管理などの地域の共同活動を支援し、農業生産活動が継続される農用地面積の維持・拡大を図っているが、2030年目標に向けて、本制度による取組の一層の推進を図るべき状況。

（KPIの進捗状況）

- ・多面的機能支払制度により地域の共同活動による農地・水路等の保安全管理を支援した結果、KPIである農地・水路等の保安全管理により農業生産活動が維持される農用地面積は、2025年度（暫定値）は前年度より微増の233.2万ha（図2-1）。
- ・また、中山間地域等直接支払制度により中山間地域等における条件不利補正を行うことで農業生産活動を維持しているが、KPIである中山間地域等における条件不利補正により農業生産活動が維持される農用地面積は、2025年度（暫定値）は前年度より約4.2万ha減の61.9万ha（図2-2）。

図2-1 農地・水路等の保安全管理により農業生産活動が維持される農用地面積

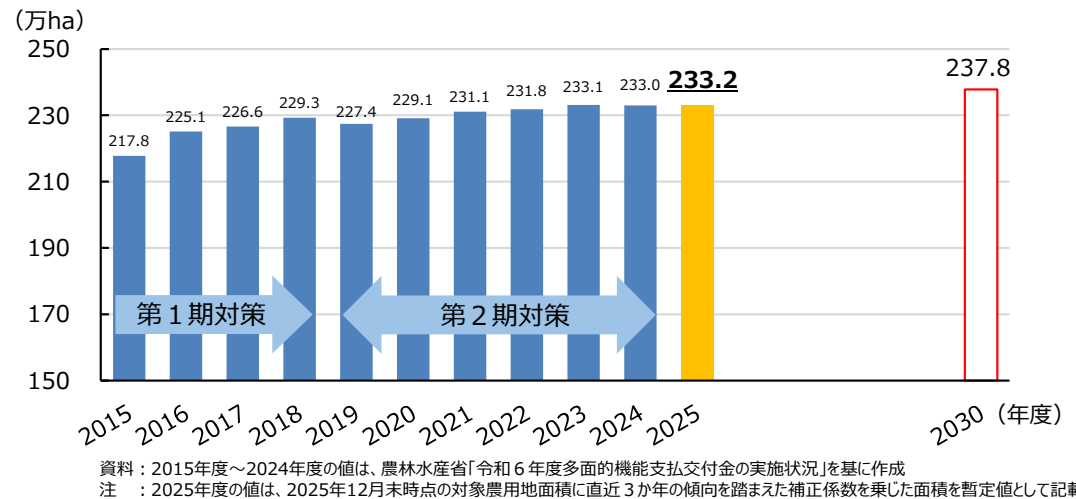
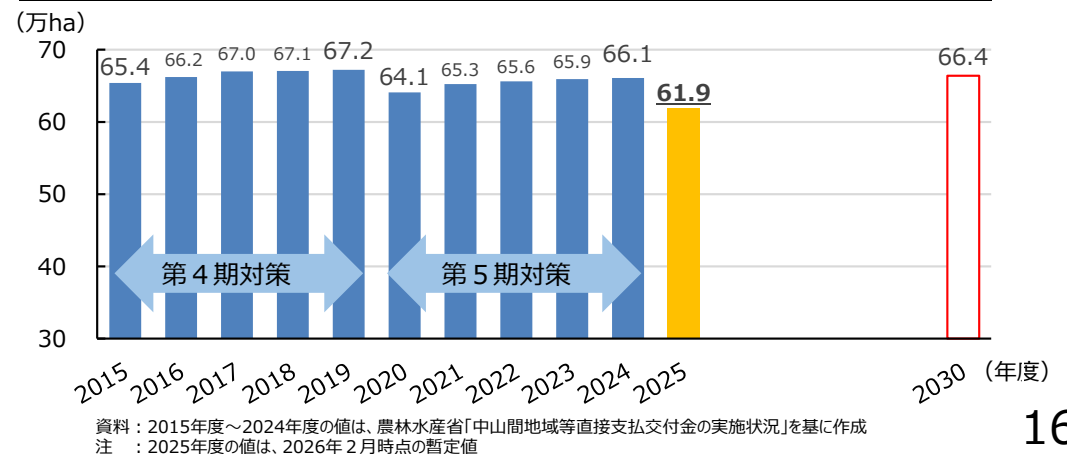


図2-2 中山間地域等における条件不利補正により農業生産活動が維持される農用地面積



(2) 多面的機能の発揮

現状分析（施策の進捗状況・有効性）

共同活動を行う組織の体制強化

（多面的機能支払制度）

KPIである農地・水路等の保安全管理により農業生産活動が維持される農用地面積の2025年度実績（暫定値）は233.2万haとなっており、前年度比0.2万ha増加。主な施策の取組状況以下のとおり。

- 本制度では、小規模組織を中心に高齢化・後継者不足等により活動の継続が困難となるおそれがあることから、体制を強化するため、これまでも活動組織の広域化等に取り組んできたところであり、**広域活動組織等数及び取組面積割合は増加傾向**（図2-3）。
- また、2025年度において、**更なる広域化の推進や、長期中干しや冬期湛水等の環境負荷低減の取組の推進**など、本制度における**支援策の充実**を図っている（図2-4）。

（中山間地域等直接支払制度）

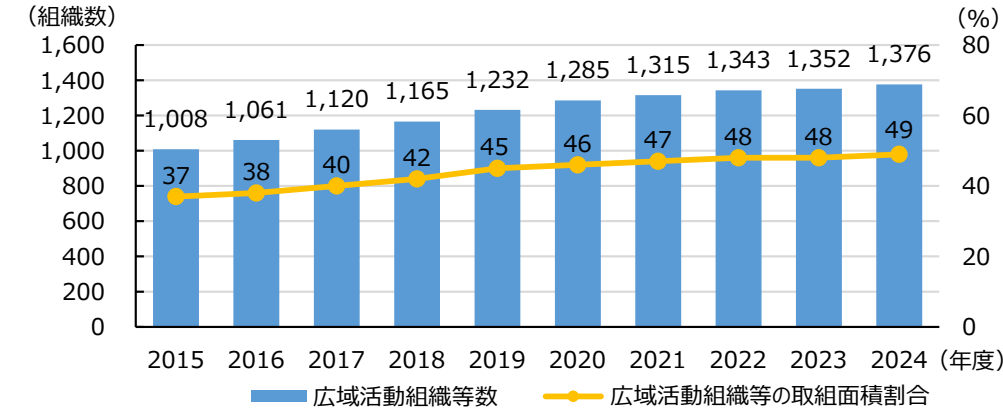
KPIである中山間地域等における条件不利補正により農業生産活動が維持される農用地面積の2025年度実績（暫定値）は61.9万haとなり、前期対策期間の最終年度である2024年度よりも4.2万ha減少。

なお、5年1期を対策期間とする中山間地域等直接支払制度では、**新たな対策期間の初年度**は、高齢化や担い手不足等で5年間続けられない、事務手続きが複雑等により共同活動を実施する農用地面積が一旦は減少するが、その後、集落での話し合いが進むことにより**期間中に増加していく傾向**。

主な施策の取組状況以下のとおり。

- 本制度では、規模が小さくなるほど協定廃止の意向が高くなる傾向があることから、共同活動を行う協定の体制強化を図ることによって、将来にわたり、農業生産活動の継続に取り組む農地の維持・拡大を図るため、2025年度から2029年度までの第6期対策では、新たに**集落協定における体制強化（ネットワーク化、統合、多様な組織等の参画）の取組を推進**。協定数全体の**68%が取り組む見込み**（既に取組済みも含む）（図2-5）。
- また、2025年度より**新たな加算措置（ネットワーク化加算、スマート農業加算）を創設**し、共同活動が継続できる体制づくりを推進した結果、加算措置を通じてネットワーク化やスマート農業に取り組む集落が**700協定以上増加**（図2-6）。

図2-3 多面的機能支払制度における広域活動組織等数及び取組面積割合の推移



資料：農林水産省「多面的機能支払交付金の実施状況」等を基に作成。
注1：「広域活動組織等」とは、広域活動組織及び広域活動組織と同規模以上の活動組織（広域活動組織とは、集落又は活動組織及びその他関係者で構成される構成員間の協定に基づく組織であり、協定の対象とする区域が昭和25年2月1日時点の市区町村区域程度、又は協定の対象とする区域の農用地面積が200ha以上（北海道は3,000ha以上）を有するもの（規模については都道府県において別に定めている場合がある）。）
注2：「取組面積割合」とは、広域活動組織等の取組面積÷全体の取組面積

図2-4 多面的機能支払制度における支援策の充実（黄色着色：2025年度における拡充事項）

(円/10a)					(円/10a)			
加算措置の項目		都府県	北海道		加算措置の項目			交付単価
多面的機能の更なる増進への支援	多面的機能の増進を図る活動の取組数を新たに1つ以上増加させる場合等 (加算対象活動に「 広域活動組織における活動支援班の設置及び活動の実施 」、「 水管理を通じた環境負荷低減活動の強化 」の項目を新たに追加)	田	400	320	環境負荷低減の取組への支援	化学肥料と化学合成農薬を原則5割以上低減する取組と併せて環境負荷軽減に取り組む面積が増加する場合	長期中干し	800
		畑	240	80		冬期湛水	4,000	
		草地	40	20		夏期湛水	8,000	
						中干し延期	3,000	
江の設置等	作溝実施	4,000						
	作溝未実施	3,000						
水田の雨水貯留機能の強化（田んぼダム）への支援	資源向上支払（共同）の交付を受ける田面積の1/2以上で取り組む場合	田	400	320	加算措置の項目			交付単価
					組織の体制強化への支援	広域活動組織の設立と活動支援班の設置を併せて行うこと		40万円/組織

注：「活動支援班」とは、広域活動組織内の集落をまいて共同活動を支援することを目的として設置される班

図2-5 中山間地域等直接支払制度における体制強化の取組状況

- 2025年度（第6期対策の初年度）：14,389協定（協定数全体の68%）（暫定値）

資料：中山間地域等直接支払交付金の事業実績を基に農林水産省作成。
注：協定数には、体制強化に取り組む見込みの協定に加え、既に取組済みの協定も含む。

図2-6 中山間地域等直接支払制度における加算措置の取組状況

- 2024年度（第5期対策の最終年度）：3,759協定
- 2025年度（第6期対策の初年度）：4,461協定（前年度から702協定増加）（暫定値）

資料：農林水産省「中山間地域等直接支払交付金の実施状況」等を基に作成。

(2) 多面的機能の発揮

目標達成に向けて克服すべき課題

○ 適切な保全管理に取り組む農地の維持・拡大

- ・ 農村地域の人口減少・高齢化により、農地の保全管理等の共同活動や事務作業を行う者が不足するなど**活動組織の継続に支障**が生じている状況。特に、中山間地域等直接支払制度においては、実施農用地面積が減少。
- ・ このため、引き続き、**多面的機能支払制度及び中山間地域等直接支払制度**において、支援策の活用による**組織の体制強化等を推進**することにより、適切な保全管理に取り組む**農地の維持・拡大を図っていく必要**。
- ・ これに加え、食料・農業・農村基本計画において、令和9年度に向けた**水田政策の見直し**の中で、「中山間地域等直接支払について、条件不利の実態に配慮し、支援を拡大する。多面的機能支払について、活動組織の体制を強化する。」とされている。

課題への対応方向

【適切な保全管理に取り組む農地の維持・拡大】

○ 多面的機能支払制度

- ・ 活動組織の体制強化に向け、引き続き**広域化を推進**するとともに、多様な組織や非農業者等の**外部人材の確保や先進技術の活用により作業の省力化を図る取組を支援**することにより共同活動の継続を図り、適切な保全管理に取り組む農地を維持・拡大。
- ・ **地域全体で長期中干し、冬期湛水等に取り組む農地を拡大**させる観点から、取組に対して行っている現在の支援を、活動組織にインセンティブが働く支援に見直す方向で検討。

○ 中山間地域等直接支払制度

- ・ 共同活動を通じた農業生産活動等が継続されるよう、協定の体制強化に向け、引き続き**集落協定のネットワーク化、統合、多様な組織等（企業、土地改良区等）の参画**の取組を推進。
- ・ 協定農地の営農や共同活動の継続に地方公共団体が必要と認める場合に、**傾斜によらない不利性（法面管理、ほ場条件等）を有する農地**について、集落協定の**対象農地へ位置付ける方向で検討**。

○ 両制度共通

両支払の活用を通じた適切な保全管理に取り組む農地の維持・拡大に向け、

- ・ 国は、都道府県・市町村とともに、地域計画の見直しとも連携しつつ、**集落に対する関与を強化**。令和8年度から直ちに**全地方農政局によるカバー率の低い市町村等に対する働きかけを先行的に開始**。
- ・ **全ての都道府県**で市町村等への**制度の周知も含めたサポート体制**を構築。対象農地選定を効率化するための**デジタル技術の活用促進**。
- ・ 宅地等へ転用された農地等が遡及返還の対象（協定農地全てを対象とする連座制ではなく当該農地のみ）となり、高齢や病気等のやむを得ない事情がある場合には、**遡及返還が不要であることを周知徹底**。
- ・ 中山間地域等直接支払の集落協定が、既存の組織のままで**多面的機能支払もまとめて申請**できる仕組みを導入する方向で検討。
- ・ 郵便局やRMO、地域の企業等との連携により**事務局機能の強化・事務負担の軽減**を図る。